

保険料について

介護保険が始まると、被保険者に該当するかた（原則として40歳以上のすべてのかた）は保険料を納めることになります。第1号被保険者、第2号被保険者それぞれについて保険料、納付方法が異なります。詳しくは下の表をご覧ください。

区分

第1号被保険者(65歳以上のかた)

第2号被保険者(40～64歳のかた)

保険料の決まりかた

それぞれの市町村ごとに介護サービスの水準に応じた保険料になります。介護保険の介護給付をまかなえるように各市町村ごとに保険料の「基準額」を算出し、これを所得に応じて負担するように5段階で保険料が設定されます。

段階	対象となるかた	算定方法
第1段階	生活保護受給者 市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5
第2段階	市民税世帯非課税	基準額 × 0.75
第3段階	市民税本人非課税	基準額 × 1
第4段階	市民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額 250万円未満)	基準額 × 1.25
第5段階	市民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額 250万円以上)	基準額 × 1.5

国民健康保険に加入のかた

国民健康保険税の算定ルールと同じ方法で、保険料が決定されます。保険料は国が半分を負担します。



職場の健康保険に加入のかた

各保険者ごとに介護保険料率を決定し、それに標準報酬月額を掛けた額が保険料となります。保険料は原則として、事業主が半分を負担します。



保険料の納めかた

月額15,000円以上の年金を受けているかたは年金から天引きされます。それ以外のかたは個別に市に納付していただくことになります。



わしは毎月15,000円以上年金を受けておるから年金から天引きじゃな。

40～64歳の世帯員の分を含めた介護保険料を上乗せして、健康保険税と一緒に世帯主に納付していただくことになります。

健康保険料などに介護保険料を上乗せして給料から天引きされます。

給料から天引きなのか。



保険料を納めない

保険料を納めないでいると、必要ときに十分なサービスを受けられなくなったりすることがあります。十分注意してください。

ただし、災害などのやむを得ない場合や、家計の主となる世帯主が、長期入院や死亡するなどで、収入が著しく減少した場合は、保険料を減免したり納付期限を延長したりすることがあります。

保険料を納めずに介護サービスを受けていると…

・ 介護にかかる費用を全額自己負担してもらい、あとから給付が支給される。

・ 一時的に介護サービスの提供を差し止められる。

・ 差し止められた保険給付から、滞納した保険料を控除される。

・ 介護サービスはまだ受けてないけれども、保険料を納めないでいると…

・ 要介護状態になって介護サービスを受けられるようになったときに、保険給付の率を下げられたり（自己負担額が1割から3割になります）、介護サービスの利用料が高額になった場合の負担軽減が受けられなくなったりする。